

2市1町の合併協議における基本的な協議事項について

- 1 合併の方式 新設合併とする。
- 2 市の名称 公募方式とする。
- 3 市役所の位置 法定協議会の結果を尊重する。
- 4 合併の期日 平成17年3月31日までに市町が議会の議決を経て、知事に合併申請する。
- 5 財産の取扱 原則論とする。(「正・負」の財産をすべて新市が引き継ぐ)
- 6 地域審議会の取扱い 市の平均面積158.69k㎡、合併後の面積が85.61k㎡で市の平均面積の約半分であることや区長会等の意見を定期的に聴取することで地域審議会は現在のところ考えていないが今後の議論に委ねる。
- 7 議会の議員の定数 定数は、46人以内とする。在任特例(法第7条第1項及び任期の取り扱い 第1号)を使うことを前提にして、1年以内又は2年以内で検討する。
- 8 地方税の取扱い 原則は標準税率を適用とするが、今後の議論に委ねる。
- 9 合併特例債の取扱い 対象事業は、法定協議会の中で十分協議されるべき案件である。各市町の総合振興計画や懸案事項を含めて新しい市のために有効的に活用する。
- 10 旧市役所・旧町役場の取扱い 基本的な住民サービスを中心にコミュニティ活動支援の機能を備えた行政センター的な扱いとする。
- 11 市民生活に直結する重要事項について 法定協議会の中で十分協議する項目であるが財政計画等をにらみながらサービスは、高いほうに併せるよう努力する。